平成３０年（フ）第６５６号
埼玉県越谷市大字大道111―402
破産者　腰塚　信雄
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６７０号
東京都台東区浅草橋１丁目13―３　３Ｆ
破産者　小林　利則
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０３号
東京都三鷹市下連雀６丁目２番７号
破産者　有限会社セントラルカンパニー
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０４号
東京都三鷹市下連雀６丁目２番７号
破産者　ＯＨＡＮＡ　ＨＯＭＥ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０５号
東京都小平市御幸町232―14
破産者　大久保　順
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目８番９号
破産者　株式会社はうす壱番館
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷242―１―105
破産者　吉原　勝雄
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２９号
東京都江東区猿江２丁目３番20号
破産者　有限会社Ｔ＆Ｒ
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７３０号
香川県丸亀市飯山町東坂元1215―79、住民票上の住所東京都江東区猿江２丁目３―20―508
破産者　滝　孝雄
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７４２号
東京都港区三田５丁目８－８―101、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金３丁目16番12―902号
破産者　マイクロマーケティング株式会社
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７４３号
東京都港区三田５丁目８－８―101
破産者　松村　博一
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９３４号
東京都中野区若宮１丁目56―13―202
破産者　小林　　透
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５５号
東京都目黒区上目黒３丁目12―３　佐野方201
破産者　高橋　政博
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８３号
東京都中野区本町２丁目38―９―202
破産者　菊地　美香
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８８号
東京都豊島区池袋４丁目12―７　向井方
破産者　岩切チヨ子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８９号
東京都豊島区池袋４丁目12―７　向井方
破産者　岩切　友美
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３１号
東京都港区北青山３丁目５－７―507
破産者　澤崎なほ子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１７号
東京都足立区六木２丁目６－３　プラシードＣ201
破産者　園田　真吾
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１８号
埼玉県蕨市南町１丁目40―７―203
破産者　山腰　知弘
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２２１号
東京都品川区上大崎３丁目14―42―103
破産者　小柗　信也
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２４９号
東京都世田谷区赤堤２丁目40番５号　ＺＥＮ　ＨＯＭＥＳ　Ａ―202
破産者　小澤　美音
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部